

平成23年度以降入学生用（平成23年度編入生は含まない）

## 看護学部履修細則

平成23年4月1日 細則第16号

### 第1章 目的

（目的）

第1条 この細則は静岡県立大学学則第42条第2項の規定に基づき、授業科目の履修方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 履修の届出

（履修登録）

第2条 学生は授業開始後2週間以内にその学期において履修しようとする授業科目を所定の方法（Web学生サービス支援システム）により申告しなければならない。

（履修登録の変更）

第3条 履修登録の変更は、登録期限後1週間に限り認める。

2 前項の変更は、履修登録変更後に担当教員の承認を得た後、所定の方法（Web学生サービス支援システム）により行う。

（同一時間重複履修の禁止）

第4条 同一時間に開講される授業科目は、重複して履修することができない。

（既修得授業科目の再履修）

第5条 既に単位を取得した授業科目は、履修することができない。

### 第3章 試験及び成績の評価

（試験）

第6条 前期試験は、原則として授業終了時に行う。後期の定期試験は、2月に2週間にわたり実施される。ただし授業科目によっては随時行うことがある。

（成績の評価）

第7条 成績の評価は、試験の結果と平常の学習状況とを総合して授業科目担当教員がこれを行い、秀、優、良、可、不可の5区分とし、可以上を合格として所定の単位を与える。

2 履修を申告し、単位を修得しなかった授業科目は不可と判断する。

（単位認定報告書の提出）

第8条 担当教員は、試験終了後2週間以内に成績の評価を所定の方法（Web学生サービス支援システム）により行う。

（追試験）

第9条 次の理由で試験を欠席した者については、追試験を行うことができる。

- (1) 病気（ただし、医師の診断書を要する）
- (2) 忌引（1・2親等に限り、死亡の日より1週間以内）
- (3) 就職に関する事由（ただし、具体的に事情の具申あるもの）
- (4) その他やむを得ない事項（ただし、具体的に事情の具申あるもの）

2 前項の事由により追試験を希望する者は、定期試験の当該科目試験終了の日から1週間以内に、所定の様式により学生室に届け出なければならない。

(再試験)

第10条 成績不良のため単位の修得ができなかった者に対しては、原則として再試験は行わない。ただし、やむを得ない事情により当該授業科目の担当教員が再試験の必要を認める場合には、これを行うことができる。

(不正行為)

第11条 試験において不正行為を行った者には、当該科目を含むその学期（通年の科目においては年度）の、すべてあるいは一部の科目の履修単位を無効とする。又、学則第57条第1項に基づき懲戒処分を行うことがある。

(再履修)

第12条 前期又は前年度において単位を取得できなかった授業科目については、後期又は後年度において再び履修して単位の取得をはかることができる。

#### 第4章 授業科目及び履修方法

(開設授業科目)

第13条 開設する授業科目及び単位数は、学則第42条に定めるとおりとする。

(配当年次)

第14条 各授業科目の配当年次は、別表のとおりとする。

(全学共通科目の履修方法)

第15条 全学共通科目の修得必要単位数は、8単位以上とする。但し、学部基礎科目の「運動」、「研修」の科目を含めて8単位以上とする。

(学部基礎科目の履修方法)

第16条 学部基礎科目の修得必要単位数は必修科目40単位、選択科目4単位以上とする。

但し、「運動」、「研修」の科目は全学共通科目と合わせて8単位以上とし、学部基礎科目の修得必要単位数、選択科目4単位以上には含めないものとする。

(専門教育科目の履修方法)

第17条 専門教育科目の修得必要単位数は必修科目81単位、選択科目3単位以上とする。

#### 第5章 進級・卒業要件

(3年次進級要件)

第18条 3年次に進級するためには、2年以上在学し、学部基礎科目（必修科目）40単位、専門教育科目31単位、計71単位以上を修得しなければならない。

2 進級・留年の決定は、教授会の議を経て行う。

(卒業要件)

第19条 卒業するためには、4年以上在学し、全学共通科目8単位以上、学部基礎科目44単位（必修科目40単位を含む）以上、専門教育科目81単位（必修科目78単位を含む）以上の合計133単位以上を修得しなければならない。

2 第4年次において卒業要件を満たさず留年した者が、年度途中でその要件を満たした場合は、卒業できることがある。

3 卒業・留年の決定は、教授会の議を経て行う。

## 第6章 他学部授業科目の履修方法

(他学部授業科目の履修方法)

第20条 他学部の授業科目を履修しようとするときは、当該授業科目の担当教員の許可を受けなければならない。

2 前項に基づいて履修した者には、審査のうえ単位の認定を行うが、卒業必要単位数には算入しない。

3 第1項に定める許可願は、所定の書式により授業開始後2週間以内に学生室に提出するものとする。

## 第7章 入学前の既修得単位の認定

(入学前の既修得単位の認定)

第21条 学則40条に規定する既修得単位の認定を受けようとする者は、前期授業開始後2週間以内に、その認定を受けようとする授業科目を所定の様式により申告しなければならない。

2 既修得単位の認定の対象となる授業科目のうち、大学（短期大学又は高等専門学校の専攻科を含む）を卒業した学生は、全学共通科目に該当する授業科目については、合計8単位を上限として認定する。全学共通科目に該当する既修得単位の認定の対象となる授業科目及び単位数は、学部長が審査する。

3 専門基礎科目及び専門科目については、担当教員が審査する。

4 前1から3の手續の後に、教授会の承認を経て学長決裁により既修得単位を認める。

## 第8章 その他

(その他)

第22条 この細則に定めのない事項又はこの細則により難い特別の事情があると認められる事項については、教授会の議によるものとする。

## 附則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。